

旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事制限付一般競争入札
実施要綱

〔 28小岩衛総第69号
平成28年7月1日 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧岩倉衛生組合が発注する旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事の請負契約に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象とする工事は、旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事（以下「本工事」という。）とする。

(入札の公告)

第3条 管理者は、政令第167条の6第1項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に関し必要な事項を小牧岩倉衛生組合公告式条例（昭和39年小牧岩倉衛生組合条例第1号）第2条第2項各号に定める掲示場に掲示して公告するものとする。

2 第1項に規定する公告の写しについては、総務課において閲覧に供するとともに、小牧岩倉衛生組合のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(入札参加資格要件)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる入札に参加することができる要件（以下「入札参加資格要件」という。）を備えなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定による一般競争入札に参加することができない者に該当しない者であること。
- (2) あいち電子調達共同システム(CALS/EC)により小牧市へ電子申請をし、小牧岩倉衛生組合入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条

第1項の規定による、「建築一式工事」又は「土木一式工事」の特定建設業の許可を受けた者であること。

- (4) 一般競争入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、小牧岩倉衛生組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成23年10月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 建築一式工事又は土木一式工事に係る最新の経営事項審査の総合評定値が1,400点以上であること。
- (6) ダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号）に基づく一般廃棄物を対象とした焼却施設で処理能力150t/日以上（1炉あたり75t/日以上）の解体工事を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）とした実績（平成27年度末までに完了したもの）を複数有すること。
- (7) 監理技術者は、法第27条による技術検定1級に合格した者、技術士法による2次試験に合格した者、建築一式工事又は土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了者であり、建築工事又は土木工事の元請として施工経験を有する者を専任の監理技術者として配置すること。
- (8) 旧工場棟解体工事期間中は、ダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号）に基づく一般廃棄物を対象とした焼却施設で処理能力150t/日以上（1炉あたり75t/日以上）の解体工事の監督指揮実績のある技術者が本工事に参画すること。また、ストックヤード等整備工事期間中に建築面積1200㎡以上の建築工事監理技術者実績のある技術者を専任で配置（監理技術者が兼任することを可とする。）すること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (11) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始

の申立てをなされなかった者とみなす。

(12) 法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。

(13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(14) 第 1 号から第 13 号までに定めるもののほか管理者が必要と認める事項を満たすこと。

(入札参加の申込)

第 5 条 一般競争入札に参加することを希望する者は、所定の期限までに制限付一般競争入札参加申込書（様式第 1）を管理者に提出しなければならない。

(設計図書等の縦覧等)

第 6 条 設計図書等の縦覧及び配付は、第 3 条の規定に基づく公告において期間、場所及び配付方法を明らかにし、当該公告後速やかに行うものとする。

2 設計図書等の配付は、制限付一般競争入札参加申込書を提出した者に対し期間を定めて配付する。

3 設計図書等質問書（様式第 2）の提出があった場合には、その質問に対する回答書（様式第 3）を閲覧に供するものとする。

4 質問の提出期間及び提出場所等は入札公告による。

5 質問に対する回答書の閲覧場所は入札公告による。

(入札保証金)

第 7 条 一般競争入札に参加しようとする者は、小牧岩倉衛生組合契約規則（昭和 55 年小牧岩倉衛生組合規則第 3 号）第 9 条の規定に基づく入札保証金を納めなければならない。

2 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が政令第 167 条の 5 の規定により管理者が定める資格を有する者で、過去 2 年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し

たものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 公告等において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札の執行)

第8条 管理者は、入札に際し、入札参加者に対して、入札金額に対応する工事費内訳書を提出させることができる。

2 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

3 小牧岩倉衛生組合入札参加者心得書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4 当該入札においては、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定し、かつ、第10条の規定により落札者が決定するまで入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日、落札決定する旨の宣言をし、入札を終了するものとする。

5 前項の規定により決定した落札候補者には、落札候補者決定通知書（様式第4）により通知するものとする。

(資格確認書類等の提出)

第9条 落札候補者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5）に入札公告に示された書類（以下「資格審査書類」という。）を添付して入札公告で定められた期間内に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出期限内に資格確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格の確認)

第10条 管理者は、落札候補者から前条の規定により提出された書類について審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札者の決定を行う。

2 前項の規定により審査を行い、落札候補者が資格なしとなった場合は、次の順位の者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行うものとする。

3 入札参加資格の確認は、資格確認書類の提出があった日から起算して3日以内に行わなければならない。

(資格確認結果の通知)

第11条 管理者は、前条の規定により当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定した上、当該落札者に制限付一般競争入札落札決定通知書(様式第6)により通知するものとする。この場合において、一般競争入札参加資格がないと認めた者に対しては、制限付一般競争入札参加不適合通知書(様式第7)により、その理由を付して通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第12条 前条の規定により、一般競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して7日(小牧岩倉衛生組合の休日を定める条例(平成5年小牧岩倉衛生組合条例第1号)第1条第1項に規定する組合の休日を含まない。)以内に文書をもって管理者に説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内に文書をもって回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第13条 管理者は、契約者が決定したときは、速やかに入札執行調書を閲覧方式により公表するものとする。

2 公表場所は、総務課とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 山下 史守朗 様

年 月 日付けで入札公告のありました旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事の制限付一般競争入札に参加申込みします。

なお、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

提出者

住 所

商号又は名称

代表者

⑨

連絡先担当者

所 属

氏 名

電話 FAX

E-mail

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4（第8条関係）

落札候補者決定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 山下 史守朗

下記の案件について落札候補者として決定したので通知します。

記

1. 入札公告日 年 月 日
2. 入札日 年 月 日
3. 工事名 旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事
4. 工事場所 小牧市大字野口地内

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5（第9条関係）

制限付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 山下 史守朗 様

住 所

商号又は名称

代表者

印

年 月 日付けで落札候補者決定通知のありました旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事の制限付一般競争入札参加資格の確認を申請します。なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6（第11条関係）

制限付一般競争入札落札決定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 山下 史守朗

年 月 日付けで申請のありました制限付一般競争入札参加資格について、審査の結果適格と認められましたので、下記の案件について落札した旨通知します。

記

1. 入札公告日 年 月 日
2. 入札日 年 月 日
3. 工事名 旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事
4. 工事場所 小牧市大字野口地内

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7（第11条関係）

制限付一般競争入札参加不適合通知書

第 号
年 月 日

様

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 山下 史守朗

年 月 日付けで申請のありました制限付一般競争入札参加資格について、審査の結果下記のとおり不適合と認められましたので通知します。

記

1. 入札公告日 年 月 日
2. 入札日 年 月 日
3. 工事名 旧工場棟解体及びストックヤード等整備工事
4. 工事場所 小牧市大字野口地内
5. 理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。